

一刻も早く、袴田巖さんの再審開始を！

静岡地裁は3月27日、ついに死刑判決を受けて以来45年以上独房に留められてきた袴田巖さん（78歳）の再審開始と、さらに即時釈放を決定しました。アムネスティは、検察に対して地裁の決定を受け入れ、即時抗告しないよう強く求め、世界中の支部や会員が検察にアピール文を送りました。しかし、残念ながら検察は3月31日、再審に対する即時抗告を行いました。



この結果、東京高裁が、再審の道を開くかどうかの審理を改めて行うこととなります。その審理の結論がでるまで、さらに1年以上かかる見通しです。

元プロボクサーの袴田さんは1966年、上司とその家族を殺害したとして逮捕されました。その後20日間にわたる警察の過酷な取り調べを受けて、犯行を「自白」しました。袴田さんは公判で、取調べ中、暴行や脅迫を受け、最後は無理やり供述書に署名をさせられたと証言しています。しかし、第一審で死刑判決を下されました。以来45年、世界でも例を見ない長期の獄中生活を強いられてきました。

袴田さんには、公正な裁判を受ける時間があまり残されていません。アムネスティは、2008年以降、ご家族や弁護士、支援グループとともに袴田さんの釈放を訴えるキャンペーンを続けてきました。アムネスティでは世界中の支部が当局に働きかけ、再審の可能性が低いときも様々な趣向をこらしたキャンペーンを展開してきました。今回の再審開始決定は、大きな前進ですが、検察の即時抗告で予断を許しません。

アムネスティでは、これからも袴田さんに関する動きを注視していきます。引き続き、袴田さんの状況にご注目下さい。

軟禁下にある劉霞さんへ茶葉を送りましょう！

ノーベル平和賞受賞者の劉暁波さんの妻、劉霞さん（53歳）は、3年以上北京の自宅で軟禁状態にあり、この1月に心臓発作を起こし心臓病と診断されました。病院での十分な治療を認められず、健康面での懸念が高まっていた矢先のことでした。



その後、検査や治療は許可されましたが、相変わらず軟禁状態が続いています。診断によれば、深刻なうつ状態も患っていて、環境を変えない限り病状は悪化することです。劉霞さんは、夫の劉暁波さんが2010年10月にノーベル平和賞を受賞して以来、厳しい軟禁下に置かれ、北京の自宅を出ることも訪問者を迎えることも許されていません。



今回アムネスティでは、劉霞さんの窮状を打開し、彼女への支援の気持ちを伝えるためにアクションを起こします。現在、劉霞さんは、お気に入りの鉄観音茶を入手することができないとのこと。そこで私たちが何とかしてあげたいと思います。皆さん、劉霞さんの自宅に、鉄観音の茶葉を送りましょう！

【小包の宛先】

Liu Xia

4 Danyuan 501 Shi 17 Hao Lou

9 Hao Yuan Yuyuan Tannan Lu Hai Dianqu

Beijing Shi 100038 People's Republic of China

小包はできるだけ小さくしてください。メッセージも添付してください。劉霞さんがすべての小包を受け取るかどうかは分かりませんが、その中のいくつかでも受け取ることができれば、彼女を支援する世界中の人びとの存在を知ってもらえると思います。

和解調停期間が4月25日まで延長されました！

パレスチナの村人たちとイスラエル政府の和解調停期間が、4月25日まで延長されました。イスラエル当局は、軍事訓練地域の射撃区域に至る道路建設のために、西岸地区南部ヘブロン南西部丘陵にある8村の全住民に、立ち退きを要求していました。しかし、立ち退きにより村民は、住居や水を確保できなくなり、教育を受ける権利などが侵害される危険があります。村民は、イスラエル高裁に立ち退きを取り消す請願書を出しましたが、イスラエル側は、立ち退き請求は合法であり、必要だと主張してきました。しかし、昨年9月2日、高等裁判所は村民と当局に対して、立ち退きの違法性こそは認めなかったものの、双方の話し合いによる和解を提案しました。

調停は、村民たちの代表と検察庁の間で定期的に行なわれていますが、いまだ合意にはいたっていません。当初、調停期間は4カ月と設定されていましたが、その後4月25日まで延長されました。村民の弁護士は、調停には「関心を持っている」と述べています。調停中、村民が自宅を追われないことが保障されています。また、今後の状況に希望が見え始めています。弁護士は、これらの進展があったのは、アムネスティが同国内外で活動を続け、国に圧力をかけ続けたことが大きい、としています。

このケースについての新たなアクションは不要ですが、アムネスティは今後もこのケースを注視しつづけます。アピールを送って下さった皆様に感謝します。

正義を欠く、強かん犯への法的保護の廃止を！

モザンビークでは現在、刑法の改正が協議されています。その改正案には、強かんを犯しても被害者と結婚すれば罪に問われないという、驚くべき条文が入っていました。最終的には、この条文は削除されることになりましたが、改正案はまだ多くの問題をはらんでいます。

犯人は、強かんの被害者が家族が告訴しなければ罪を問われません。しかし性犯罪の被害者は社会的な圧力や羞恥心が

ら告訴を控えがちであるため、犯罪者の多くは罰されることなく、野放しの状態です。また、法案では11歳未満を「未成年」と定めることで、12歳から18歳の女性が本来受けるべき法的な保護を奪っています。これは、明らかに国内法と国際人権法に違反しています。

アムネスティでは、改正案の法制化を阻止するためにこの3月末まで、モザンビーク当局へのアクションを実施してきました。今後の動向にも注意が必要です。

ウクライナの人権活動家が解放されました！

ウクライナの人権活動家、ナタヤ・レカチェンコさんに続き、新たにオレクシユ・グリチェンコさんとサージユ・スプランさんが3月20日の朝、釈放されました。また、ウクライナ海軍の司令官を含む6名の捕虜も解放されています。オレクシユさんはFacebookページで「我々はもうすぐヘルソン（南ウクライナの都市）に着く。自分を含む7人で移動中だが、1人が撃たれ負傷した」と報告しています。

ナタヤさんら活動家は、1週間の予定でクリミアに滞在しましたが、現地に到着して以来、尾行されていたとのことです。3月13日の夜、ナタヤさんたちは、3台の車に追跡され、拘束されました。

オレクシユさんの父親は、彼らの解放に向けた活動を行ったアムネスティに感謝の意を伝えました。

このケースについての新たなアクションは不要ですが、アムネスティは今後もこのケースを注視しつづけます。アピールを送って下さった皆様に感謝します。

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F
TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本